

# 令和2（2020）年度 とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金 支給認定対象者募集要項

栃木県では、県内の製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業に就職する予定の大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生の方を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成する制度の支給認定対象者を募集します。

**（注）対象業種に就職する前に、この認定を受けないと奨学金返還の助成が受けられません！**

## 1 募集対象者

次の各号のいずれにも該当する方を募集対象者とします。

- (1) 次のア～エの奨学金の貸与を受けている者
  - ア (独) 日本学生支援機構の第一種奨学金 第二種奨学金
  - イ (公財) 栃木県育英会の一般奨学金
  - ウ (独) 日本学生支援機構HP掲載の奨学金事業実施団体奨学金
  - エ その他の知事が認める貸与型奨学金
- (2) 令和2（2020）年4月1日時点で次のア～エのいずれかに該当する者
  - ア 大学3年生（6年制大学の場合は5年生）
  - イ 大学院修士課程1年生
  - ウ 短期大学1年生
  - エ 高等専門学校4年生
- (3) 栃木県内に本社、本店、支社、支店、事業所等が所在する**製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業**（大企業の場合は県内に本社機能を有する場合に限る。）に就職を希望する者  
※上記業種については日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に基づくものとする。
- (4) 栃木県内に定住を希望する者

## 2 定員

40名

## 3 募集期間

**第一期** 令和2（2020）年5月7日（木）から7月17日（金）まで

**第二期** 令和2（2020）年9月7日（月）から12月4日（金）まで

※必要に応じて募集期間を見直す場合があります。

#### 4 助成の内容

次のとおり、奨学金の返還額の一部を助成します。

区 分	助 成 金 額	助成金額の上限
大学生	卒業前2年間に貸与を受ける奨学金の全額	150万円
大学院生	修士課程修了前2年間に貸与を受ける奨学金の額の2分の1	100万円
短期大学生	卒業前2年間に貸与を受ける奨学金の額の2分の1	70万円
高等専門学校生	卒業前2年間に貸与を受ける奨学金の額の2分の1	70万円

○助成の対象とする期間は、原則、対象業種に就職する2022年から8年間とします。

#### 5 認定の要件

大学等を卒業後に栃木県内の**製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業**（大企業の場合は、県内に本社機能を有する場合に限る。）に正規雇用により就職し、8年間継続して勤務する見込みであること。なお、勤務場所は栃木県内の本社、本店、支社、支店、事業所等とし、栃木県内に定住する見込みであること。

#### 6 応募方法

栃木県電子申請システムから申請してください。

また、次に掲げる書類を面接時に持参してください。

- (1) 奨学金貸与証明書又は奨学金の貸与を受けていることがわかるもの
- (2) 成績証明書（大学生は大学1・2年次、大学院生（修士課程）は大学1～4年次、短期大学生は高校1～3年次、高等専門学校生は1～3年次分）

申請URL：[https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=2773](https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2773)

#### 7 支給対象者の認定

応募者に対しては面接及び書類審査を行い、支給対象者を認定します。結果については、応募者全員に通知します。

なお、審査に際しては、必要に応じて電話等により記載内容の確認を行うとともに追加書類の提出を求める場合があります。

#### 8 認定の取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消します。

- (1) 令和5（2023）年4月1日までに県内の**製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業**（大企業の場合は、県内に本社機能を有する場合に限る。）に正規雇用

- により就職しなかったとき  
(2) 退学したとき

## 9 認定を受けた後の手続きについて

◎認定を受けた後、就職してからの手続きは、次のとおりです。

### <就職した年度(令和4年度/2022年度)>

助成金の支給決定申請書提出(就職後1か月以内)

審査・支給決定

- ※ 認定だけでは助成金は交付されませんので、留意してください。
- ※ 卒業証明書、成績証明書、在職証明書、住民票等の添付が必要です。

### <助成金の助成期間(令和5~12年度/2023~2030年度)>

助成金の交付申請書提出(翌年度5月末日まで)

審査・交付決定

- ※ 令和5年4月以降、毎年度必ず申請してください。
- ※ 在職証明書、住民票等の添付が必要です。
- ※ 交付決定後に助成金を交付します。
- ※ 助成期間中に認定内容に変更が生じたときは、その都度変更手続きを行って下さい。

◎助成期間中に県外事務所等への転勤、離職、奨学金の返還期限の猶予が承認された場合は、次のとおり助成期間を延長します。

- 県外事務所等への転勤の場合・・・2年以内
- 離職の場合・・・2年以内
- 奨学金の返還期限の猶予が承認された場合・・・承認された期間  
(産前・産後休暇、育児休業等)

## 10 その他

他の自治体が行う奨学金の返還支援と重複して応募することはできません。

## 11 応募先・問い合わせ先

栃木県産業労働観光部 労働政策課 雇用対策担当  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20  
電話 028-623-3224 FAX 028-623-3225  
電子メール [rousei@pref.tochigi.lg.jp](mailto:rousei@pref.tochigi.lg.jp)

助成金制度の詳細、指定様式等はホームページに掲載しています。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/miraijinzaiousenyougakukin.html>

